

令和7年度水質検査計画



高岡市上下水道局

目 次

	頁
1 基本方針	1
2 水道事業の概要	1
3 水源から給水栓に至るまでの水質状況	3
4 水質検査項目等	5
5 水質検査方法	6
6 水質検査の自己／委託の区分	7
7 水質検査計画及び検査結果の公表	7
8 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項	7
9 水質汚染事故の対応と関係者との連携	7
・ 参照図表	8 ～ 13

1 基本方針

高岡市上下水道局は、安全でおいしい水をお届けするために、水質検査項目や検査回数・地点を次のように定め、適切な水質検査を行います。

- (1) 検査地点：水源（原水）及び配水管の末端など水が停滞しやすい場所の給水栓水（蛇口）とします。
- (2) 検査項目：水道法で検査が義務づけられている毎日検査項目と水質基準項目。検査をすることが望ましいとされている水質管理目標設定項目及び要検討項目。
お客様に供給されている水道水が、より安全で良質であることを確認するために高岡市が独自に定める検査項目。
- (3) 検査頻度：水道法施行規則に従い、水源の種類、それぞれ検査項目の過去における検出状況などを考慮して定めます。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

表1 給水状況(令和5年度末)

区 分	上水道
行政区域内人数(人)	163,248
給水人口(人)	148,148
普及率(%)	90.8
年間配水量(m ³)	15,728,350
一日最大配水量(m ³)	65,071
一日平均配水量(m ³)	42,974

(2) 給水区域

図1 給水区域



(3) 施設の概要

水源と浄水施設の概要は表 2、表 3 のとおりです。

表2 自己水源の概要

水 源 の 名 称	佐野水源	福岡第1水源	福岡第2水源
水 源 の 所 在 地	高岡市西藤平蔵281	福岡町荒屋敷303	福岡町荒屋敷308-2
水 源 の 種 類	地下水（浅井戸）	地下水（深井戸）	地下水（深井戸）
浄 水 場 の 名 称	上関浄水場	福岡浄水場	福岡浄水場
浄 水 場 の 所 在 地	高岡市京田188	福岡町荒屋敷303	福岡町荒屋敷303
浄 水 処 理 方 法	紫外線処理、塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒

水 源 の 名 称	子撫川水源(表流水)	沢川水源	福岡南部水源
水 源 の 所 在 地	福岡町五位堀切181	福岡町沢川上山98-2	福岡町大滝1386
水 源 の 種 類	子撫川表流水	伏流水	地下水（深井戸）
浄 水 場 の 名 称	五位浄水場	沢川浄水場	福岡南部浄水場
浄 水 場 の 所 在 地	福岡町五位島崎1405	福岡町沢川幕金平等5-10	福岡町大滝1386
浄 水 処 理 方 法	凝集沈殿 急速ろ過 塩素消毒	緩速ろ過 塩素消毒	塩素消毒

表3 受水水源の概要

水 源 の 名 称	和田川水源	子撫川水源	
水 道 事 業 体 名	富山県企業局	富山県企業局	
水 源 の 種 類	ダム水	ダム水	
浄 水 場 の 名 称	富山県和田川水道管理所	富山県和田川水道管理所子撫川支所	
浄 水 場 の 所 在 地	高岡市島新137	小矢部市森屋100	
浄 水 処 理 方 法	凝集沈殿 急速ろ過 塩素消毒	凝集沈殿 急速ろ過 塩素消毒	
協定受水量（m ³ /日）	40,000	10,800	830
受 水 地 点	中田配水場	国吉配水場	上向田配水場

3 水源から給水栓に至るまでの水質状況

(1) 原水の水質状況

・佐野水源

水源の種別は地下水(浅井戸)であり、周辺に水田・畑地が密集しており、農薬類や肥料等が汚染要因として考えられます。そのため、水質検査にて農薬類及び大腸菌等を測定していますが、基準値を満たしており、水質状況は安定しています。

表 4 佐野水源の水質状況

水 源 の 名 称	佐野水源 (浅井戸)
水源の汚染要因	周辺水田に農薬や肥料が散布されている 周辺に汚水浄化槽が設置されている
水質管理上優先すべき事項	農薬類、大腸菌、濁度

・県営和田川水源、県営子撫川水源

富山県企業局の和田川水道管理所及び子撫川支所にて浄水処理された清浄な水を受水しています。それぞれの管理所にて行った各種水質検査で水質基準を満たしており、当市でもそれらの結果を確認し、安全で良質な水を受水しています。

表 5 県営和田川・子撫川水源の水質状況

水 源 の 名 称	県営和田川水源・県営子撫川水源 (県水受水)
水源の汚染要因	富山県企業局で十分な管理がなされている
水質管理上優先すべき事項	

・子撫川水源(表流水)

子撫川を水源とした五位ダムの水であり、水源の種別は表流水にあたります。五位ダム周辺は野生動物の生息地域であり、大腸菌等が汚染要因として考えられます。水質検査にて大腸菌等を測定していますが、基準値を満たしており、水質状況は安定しています。

表 6 子撫川水源(表流水)の水質状況

水 源 の 名 称	子撫川水源 (表流水)
水源の汚染要因	周辺に生息する野生動物
水質管理上優先すべき事項	大腸菌、濁度

・ 沢川水源

水源の種別は伏流水であり、野生動物や地質由来の物質等が汚染要因として考えられます。水質検査にて大腸菌や色度、鉄及びその化合物等を測定していますが、基準値を満たしており、水質状況は安定しています。

表 7 沢川水源の水質状況

水 源 の 名 称	沢川水源（伏流水）
水源の汚染要因	水源周辺の野生動物 地質由来の着色物がある
水質管理上優先すべき事項	大腸菌、濁度、色度、鉄及びその化合物等

・ 福岡第1・第2水源、福岡南部水源

これらの水源の種別は地下水（深井戸）であり、水源周辺からの影響は少ないとされていますが、各水源周辺には水田や畑地が存在しているため、農薬及び大腸菌が汚染要因として考えられます。水質検査にて農薬類及び大腸菌等を測定していますが、基準値を満たしており、水質状況は安定しています。

表 8 福岡第1・第2水源、福岡南部水源の水質状況

水 源 の 名 称	福岡第1・第2水源、福岡南部水源 （深井戸）
水源の汚染要因	周辺水田に農薬や肥料が散布されている 周辺に汚水浄化槽が設置されている
水質管理上優先すべき事項	農薬類、大腸菌、濁度

(2) 給水栓までの水質状況

水源から遠い配水区や管末地点では、到達時間が長いこと残留塩素の低下及び総トリハロメタンの増加が予想されます。残留塩素においては、中継地点にて消毒用塩素の追加注入を行い残留塩素の確保を行っています。総トリハロメタンについては、水質検査にて各地点で測定しており、基準値を満たしています。

前年度も、市内各地の給水栓から採水し水質検査を行い、すべての採水地点において検査結果は基準値を満たしており、安全で良質な水を届けています。

表 9 給水栓までの水質状況

	給水栓までの水質状況
汚染要因	滞留による残留塩素の減少 滞留による総トリハロメタンの増加
水質管理上優先すべき事項	残留塩素、総トリハロメタン

4 水質検査項目等

(1) 毎日検査（表 10 参照）

- ア 検査項目 色、濁り、消毒の残留効果
 イ 検査場所 9 箇所（図 2 参照）
 ウ 検査回数 1 日 1 回
 エ ウの理由 水道法施行規則第 15 条第 1 項の規定による
 オ 検査種別 自動水質監視装置 9 箇所

表10 毎日検査

項 目	評 価	検 査 の 場 所	検査種別
色	異常でないこと	上牧野地区（中田・上関配水区）	自動計測
濁り	異常でないこと	荻布地区（国吉配水区）	〃
消毒の残留効果	0.1mg/L 以上	勝木原地区（国吉配水区）	〃
		太田地区（伏木配水区）	〃
		福岡町大野地区（福岡配水区）	〃
		福岡町赤丸地区（上向田配水区）	〃
		福岡町小野地区（五位配水区）	〃
		福岡町沢川地区（沢川配水区）	〃
		福岡町木舟地区（福岡南部配水区）	〃

(2) 定期の水質検査

- ア 検査項目 水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）に規定する 51 項目。原水については、水質基準項目 51 項目から、消毒副生成物と味を除く 39 項目。（表 12 参照）
 イ 採水の場所 13 箇所（給水栓）及び 6 水源（原水）。（図 2、表 2 参照）
 ウ 検査の回数 別表のとおり（表 13 参照）
 エ ウの理由 別表のとおり（表 13 参照）
 オ 検査機関 富山県和田川水道管理所（水道事業者等）及び登録検査機関（水道法第 20 条第 3 項の規定により国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関）に委託します。

(3) 水質管理目標設定項目（表 14 参照）

現在まで水質基準項目とされていないが、水質管理において留意すべき項目として設定されています。

農薬類については、水源周辺の使用状況を考慮して検査項目を決定します。

上関、西田、福岡、南部、赤丸、小野、沢川地区の計 7 箇所の給水栓で年 1 回登録検査機関に委託検査します。

また、原水については、子撫川水源（表流水）、福岡水源、沢川水源、福岡南部水源の計 4 箇所で年 1 回富山県衛生研究所（地方公共団体の機関）にて委託検査します。

(4) 要検討項目（表 15 参照）

毒性評価が定まらない、または水道水中での検出実態が明らかでないなど、水質基準や水質管理目標設定項目に分類できなかったもので、今後、必要な情報・知見の収集に努めていく項目です。

上関、西田、福岡、南部、赤丸、小野、沢川地区の計 7 箇所の給水栓でペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）のみ年 1 回登録検査機関に委託検査します。

また、原水については、子撫川水源（表流水）、福岡水源、沢川水源、福岡南部水源の計 4 箇所を年 1 回富山県衛生研究所（地方公共団体の機関）にて委託検査します。

(5) 高岡市が独自に定める項目

ア 大腸菌、嫌気性芽胞菌（表 16 参照）

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、佐野水源、子撫川水源、沢川水源については年 1 回、福岡第 1・第 2 水源、福岡南部水源については年 4 回登録検査機関に委託検査します。

イ クリプトスポリジウム等（表 16 参照）

佐野水源、子撫川水源（表流水）、沢川水源について年 1 回登録検査機関に委託検査します。

ウ 水質管理箇所（図 2 参照）

市内各配水区における、末端部などの残留塩素の低下が懸念される個所を選定し、月 1 回職員にて色、濁り、消毒の残留効果、水温を調査します。

(6) 臨時の水質検査

水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の検査を行います。

ア 水源の水質が著しく悪化したとき。

イ 水源に異常があったとき。

ウ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。

エ 浄水過程に異常があったとき。

オ 送・配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

カ その他特に必要があると認められるとき。

5 水質検査方法

(1) 検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は、国が定めた検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法等」により実施します。

(2) 採水方法

検査試料の採水は、上下水道局職員が行うか、立会いのもとに行います。

(3) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ冷却し、破損防止の措置を施して運搬します。

6 水質検査の自己／委託の区分

毎日検査以外の水質検査は、下記の水質検査機関に委託して行います。

表11 水質検査区分

	検査項目	検査区分	委託項目	検査機関
1	毎日検査項目	自己検査	表10	高岡市上下水道局
2	水質基準項目	委託検査	表12	富山県和田川水道管理所
		委託検査	表12	登録検査機関
3	水質管理目標設定項目	委託検査	表14	富山県衛生研究所
		委託検査	表14	登録検査機関
4	要検討項目	委託検査	表15	富山県衛生研究所
		委託検査	表15	登録検査機関
5	高岡市が独自に定める項目	委託検査	表16	登録検査機関

7 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、3 月末日までに作成し高岡市上下水道局ホームページ等で公表します。水質検査結果についても、ホームページで公表します。

8 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

(1) 検査結果の評価に関する事項

水質検査結果については、検査の都度、基準値超過がないか確認し、適切な対応をします。

(2) 検査計画の見直しに関する事項

水質検査計画については、毎年3月に見直しを行います。

特に、年度内に得られた水質検査結果を踏まえ、次年度の定期の水質検査に係る検査回数について留意します。

(3) 水質検査の精度・信頼性確保に関する事項

水質検査を委託している検査機関において、公正な第三者機関による外部精度管理を受け、かつ適切な内部精度管理がなされているか等、日常業務確認調査を行います。

9 水質汚染事故の対応と関係者との連携

(1) 高岡市の水道水源・施設において突発的な水質汚染事故が発生し、水道水により健康危機が発生及びその可能性がある場合の対策として、「水質汚染事故対策計画」を策定しています。

(2) 高岡市において水質汚染事故などが発生した場合には、国土交通省、環境省、富山県、富山県企業局などの関係機関に通報した上で、連携して迅速に対策を講じます。

(3) 高岡市では、浄水の供給元である「県西部水道用水供給事業」管轄で発生した水質汚染事故についても、速やかに正確な情報収集・交換ができるように、緊急時の連絡体制を整備しています。

(4) 放射性物質等による水道水の汚染の可能性がある場合は、関連機関と連携を取り情報収集を行って、検査及び対応を行います。

図2 水質検査を行う採水場所



表12 水質基準項目及び基準値

番号	項 目 名	基 準 値	備 考
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	病原生物の 代替指標
2	大腸菌	検出されないこと。	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。	無機物 ・ 重金属
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。	
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。	
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。	
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。	
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。	一般 有機物
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。	
21	塩素酸	0.6mg/L以下であること。	消毒副 生成物
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。	
26	臭素酸	0.01mg/L以下であること。	
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること。	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。	
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下であること。	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。	
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。	着 色
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。	
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。	
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。	味
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。	
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。	着 色
38	塩化物イオン	200mg/L以下であること。	味
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下であること。	
40	蒸発残留物	500mg/L以下であること。	発 泡
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。	
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下であること。	かび臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること。	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。	発 泡
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。	臭 気
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3mg/L以下であること。	味
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	基礎的性状
48	味	異常でないこと。	
49	臭気	異常でないこと。	
50	色度	5度以下であること。	
51	濁度	2度以下であること。	

表13 水質基準項目の検査回数と設定理由

番号	項 目	検査回数					検査回数の設定理由				
		原水 注1		給水栓水							
		佐野	C地区※1	A地区※2	B地区※3	C地区※4					
1	一般細菌	1回/月	1回/年	1回/月			注2				
2	大腸菌										
3	カドミウム及びその化合物	1回/年		1回/年	1回/3年	1回/年	注3				
4	水銀及びその化合物							4回/年			注4
5	セレン及びその化合物			1回/年	1回/3年	1回/年	注3				
6	鉛及びその化合物							4回/年			注4
7	ヒ素及びその化合物			1回/年	1回/3年	1回/年	注3				
8	六価クロム化合物							4回/年			注4
9	亜硝酸態窒素			1回/年	1回/3年	1回/年	注3				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素										
12	フッ素及びその化合物										
13	ホウ素及びその化合物										
14	四塩化炭素										
15	1,4-ジオキサン										
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン										
17	ジクロロメタン										
18	テトラクロロエチレン										
19	トリクロロエチレン										
20	ベンゼン										
21	塩素酸	検査省略		4回/年			注4				
22	クロロ酢酸										
23	クロロホルム										
24	ジクロロ酢酸										
25	ジブロモクロロメタン										
26	臭素酸										
27	総トリハロメタン										
28	トリクロロ酢酸										
29	ブロモジクロロメタン										
30	ブロモホルム										
31	ホルムアルデヒド										
32	亜鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年	1回/3年	1回/年	注3				
33	アルミニウム及びその化合物	1回/月		1回/月			県の指導により				
34	鉄及びその化合物	1回/年		1回/年	1回/3年	1回/年	注3				
35	銅及びその化合物	1回/月		1回/月			注2				
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年					県の指導により				
37	マンガン及びその化合物	1回/月		1回/年	1回/3年	1回/年	注3				
38	塩化物イオン	1回/年		1回/年			AB地区:注5 C地区:注4				
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/月		1回/年	4回/年		注3				
40	蒸発残留物	1回/年		1回/年	1回/3年	1回/年	原因生物発生時期には1回/月以上に回数を増す				
41	陰イオン界面活性剤	1回/月		1回/年	1回/3年	1回/年	注3				
42	ジェオスミン	1回/年		1回/月			注3				
43	2-メチルイソボルネオール	1回/月		1回/年	1回/3年	1回/年	注3				
44	非イオン界面活性剤	1回/年					注2				
45	フェノール類	1回/月		1回/月							
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	1回/年									
47	pH値	1回/月									
48	味	検査省略		1回/月			注2				
49	臭気	1回/月	1回/年								
50	色度	1回/月	1回/年								
51	濁度	1回/月	1回/年								

注1：原水の水質検査については、「少なくとも年1回は定期的に全項目を実施のこと」と定められています。

注2：法令により概ね1ヶ月に1回以上の検査と定められている項目。

注3：過去3年間の水質検査結果が基準値の1/10以下のときは、概ね3年に1回以上とすることが可能な項目。（本年対象年度）

注4：法令により概ね3ヶ月に1回以上の検査と定められている項目。

注5：過去3年間の水質検査結果が基準値の1/5以下のときは、概ね1年に1回以上とすることが可能な項目。

※1：原水水質検査C地区：福岡第1水源、福岡第2水源、子撫川水源（表流水）、沢川水源、福岡南部水源の5箇所。

※2：給水栓水質検査A地区：立野地区、上関地区、米島地区、西田地区、の4箇所。

※3：給水栓水質検査B地区：柴野地区、西広谷地区、頭川地区、牧野地区の4箇所。

※4：給水栓水質検査C地区：大野地区、赤丸地区、小野地区、沢川地区、木舟地区の5箇所。

表14 水質管理目標設定項目の目標値及び検査回数

番号	項 目 名	目 標 値	検査回数	
			浄水	原水
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	1回/年	1回/年
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)	1回/年	1回/年
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下	1回/年	1回/年
4	欠番			
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	1回/年	1回/年
6	欠番			
7	欠番			
8	トルエン	0.4mg/L以下	1回/年	1回/年
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	1回/年	1回/年
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	1回/年	※1
11	欠番			
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	1回/年	※1
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	1回/年	1回/年
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	1回/年	1回/年
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	1回/年	1回/年
16	残留塩素	1mg/L以下	1回/年	※1
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	1回/年	※2
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	1回/年	※2
19	遊離炭酸	20mg/L以下	1回/年	※3
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	1回/年	1回/年
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	1回/年	1回/年
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	1回/年	※2
23	臭気強度(TON)	3以下	1回/年	※2
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	1回/年	※2
25	濁度	1度以下	1回/年	※2
26	pH値	7.5程度	1回/年	※2
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1回/年	※3
28	従属栄養細菌	2000CFU/mL以下(暫定)	1回/年	1回/年
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	1回/年	1回/年
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウム量に関して、0.1mg/L以下	1回/年	※2
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオktan酸(PFOA)	0.00005mg/L以下(暫定)	1回/年	※3

・浄水については、上関、西田、福岡、南部、赤丸、小野、沢川の7箇所を実施します。

・原水については、子撫川水源(表流水)、福岡水源、沢川水源、福岡南部水源の4箇所を実施します。

・農薬類の検査項目は、水源周辺の使用状況を調査して決定します。

※1：消毒前のため検査を省略します。

※2：基準項目として検査を実施します。

※3：浄水で検査しています。

表15 要検討項目の目標値及び検査回数

番号	項 目	目 標 値 (mg/L)	検査回数	
			浄水	原水
1	銀	—	—	1回/年
2	バリウム	0.7	—	1回/年
3	ビスマス	—	—	1回/年
4	モリブデン	0.07	—	1回/年
5	アクリルアミド	0.0005	—	—
6	アクリル酸	—	—	—
7	17-β-エストラジオール	0.00008 (暫定)	—	—
8	エチニル-エストラジオール	0.00002 (暫定)	—	—
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5	—	1回/年
10	エピクロロヒドリン	0.0004 (暫定)	—	1回/年
11	塩化ビニル	0.002	—	1回/年
12	酢酸ビニル	—	—	1回/年
13	2,4-ジアミノトルエン	—	—	—
14	2,6-ジアミノトルエン	—	—	—
15	N,N-ジメチルアニリン	—	—	1回/年
16	スチレン	0.02	—	1回/年
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (暫定)	—	—
18	トリエチレンテトラミン	—	—	—
19	ノニルフェノール	0.3 (暫定)	—	1回/年
20	ビスフェノールA	0.1 (暫定)	—	1回/年
21	ヒドラジン	—	—	1回/年
22	1,2-ブタジエン	—	—	—
23	1,3-ブタジエン	—	—	—
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.2 (暫定)	—	1回/年
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5 (暫定)	—	1回/年
26	ミクロキスチン-LR	0.0008 (暫定)	—	—
27	有機すず化合物(TBTO)	0.0006 (暫定)	—	—
28	ブロモクロロ酢酸	—	—	1回/年
29	ブロモジクロロ酢酸	—	—	1回/年
30	ジブロモクロロ酢酸	—	—	1回/年
31	ブロモ酢酸	—	—	1回/年
32	ジブロモ酢酸	—	—	1回/年
33	トリブロモ酢酸	—	—	1回/年
34	トリクロロアセトニトリル	—	—	1回/年
35	ブロモクロロアセトニトリル	—	—	1回/年
36	ジブロモアセトニトリル	0.06	—	1回/年
37	アセトアルデヒド	—	—	1回/年
38	MX	0.001	—	—
39	キシレン	0.4	—	1回/年
40	過塩素酸	0.025	—	—
41	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	—	—
42	アニリン	0.02	—	—
43	キノリン	0.0001	—	—
44	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	—	—
45	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2	—	—
46	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)	—	1回/年	—

- ・浄水については、上関、西田、福岡、南部、赤丸、小野、沢川の7箇所を実施します。
- ・原水については、子撫川水源(表流水)、福岡水源、沢川水源、福岡南部水源の4箇所を実施します。

表16 高岡市が独自に定める項目と検査回数

番号	名 称	大腸菌 嫌気性芽胞菌	クリプトスポ リジウム等	摘 要
1	佐野水源 2 号井(浅井戸)	年1回	年1回	紫外線照射設備あり
2	佐野水源 3 号井 (〃)			
3	佐野水源 4 号井 (〃)			
4	福岡第 1 水源 (深井戸)	年4回	-	深井戸のため汚染の 恐れは極めて低い
5	福岡第 2 水源 (〃)			
6	子撫川水源 (表流水)	年1回	年1回	ろ過設備あり
7	沢川水源 (伏流水)	年1回	年1回	ろ過設備あり
8	福岡南部水源 (深井戸)	年4回	-	深井戸のため汚染の 恐れは極めて低い